

【第7問】

平成30年8月24日、A市民夏祭りがB公園で開催された。A市民夏祭りにおいて花火大会が開催される影響で、2万人ほどの市民が集まっていた。

一方、A警察署地域官XおよびA警察署副所長Yは、市民の帰宅時の交通整理の担当であった。

例年、A市民夏祭りには1万2000人程が参加しており、平成30年の参加人数は1万4000人程度と見込まれていた。B公園の最寄り駅たるC駅までは徒歩2分の距離であり、次に近いD駅までは徒歩10分の距離であったが、B公園からD駅までの道幅は広く、また、D駅は多数の路線が通る乗り換え駅であった。そして次に近いE駅までは徒歩15分の距離にあり、道中に歩道橋がある等、道幅の狭いところも多かった。

XやYは万が一、夏祭りの参加人数が大幅に増加し、尚且つE駅の利用客が急増した場合、群衆雪崩が生じ、死傷者が発生しかねないとの危惧感をもったものの、例年、夏祭り参加客のほとんどがC駅、及びD駅利用しており、専門家もE駅の利用客が急増するとは考えなかった。

ところが、午後8時30分の花火大会終了後、実際には、E駅の利用者が多く、歩道橋に市民が密集して群衆圧力が生じ、Xにより、機動隊の出動要請がなされたものの、間に合わず、群衆雪崩が生じて11名が死亡した。

なお、Xの当日の役割は、単純な交通整理であり、Yの役割は、Xの指揮監督の適正化に向けた進言及び、監督であった。

X、Yの罪責を検討せよ。

**【参考判例：最高裁平成22年5月31日第1小法廷決定
最高裁平成28年7月12日第3小法廷決定】**